

あま市緑の基本計画

<第2回策定委員会 協議資料>

目次

- 第1章 緑の基本計画の位置づけと役割
- 第2章 あま市のこれまでの緑の都市づくり
- 第3章 あま市が目指す緑の将来像

第1章 緑の基本計画の位置づけと役割

1 あま市緑の基本計画とは

(1) あま市緑の基本計画とは

あま市緑の基本計画（以下、「本計画」という。）とは、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「第2次あま市総合計画」や「あま市都市計画マスタープラン」、愛知県が定める「愛知県広域緑地計画」に即して定めるものです。

(2) 本計画策定の目的

本計画は、本市の緑に関する社会情勢の変化に柔軟に対応した、緑の都市づくりの指針として定めるものです。

緑の基本計画（現行計画）の策定

あま市（以下、「本市」という。）では、これまで策定された緑の基本計画に基づき、都市公園や街路樹の整備・管理等の緑に関する様々な取組みを実施し、緑の都市づくりを推進してきました。

現行計画策定後の約25年間で変化した、本市の緑を取り巻く社会経済情勢

現行計画が策定されてからの約25年間で、本市の緑を取り巻く社会経済情勢が変化しています。

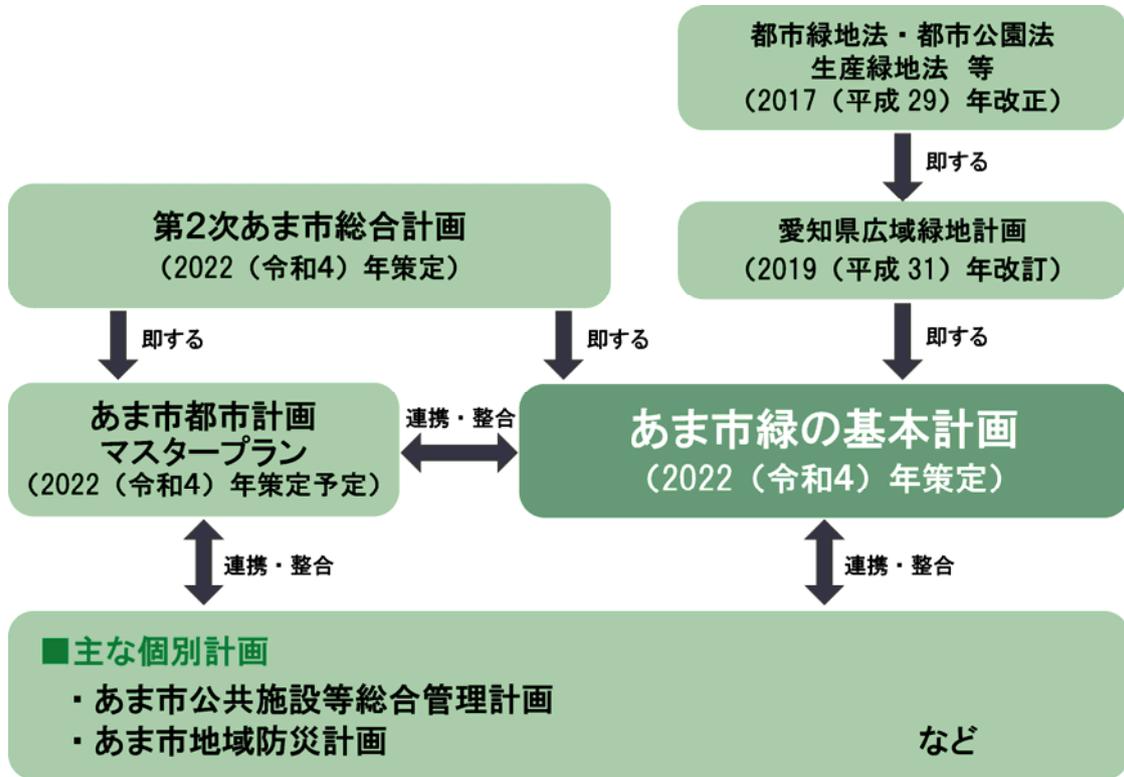
- ・人口減少、超高齢社会の進展
 - ・都市公園等の公園施設に関する維持管理費の増大
 - ・大規模自然災害に対する意識の高まり
 - ・多様化するライフスタイルと市民ニーズの変化
 - ・都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の緑に関する法律の改正（平成29年7月改正）
 - ・グリーンインフラに関する取組みの推進
 - ・愛知県広域緑地計画の改訂（2019（平成31）年3月）
- 等

変化する社会経済情勢等に対応した、新たなあま市緑の基本計画の策定

上記の社会経済情勢等の変化に柔軟に対応した緑の都市づくりへと転換するとともに、地球環境やSDGs等も考慮した緑の都市づくりの指針として、本計画を策定します。

(3) 位置づけ

本市の最上位計画である「第2次あま市総合計画」や個別計画と本計画の関係は、下図のとおりです。



2 目標年次と対象区域

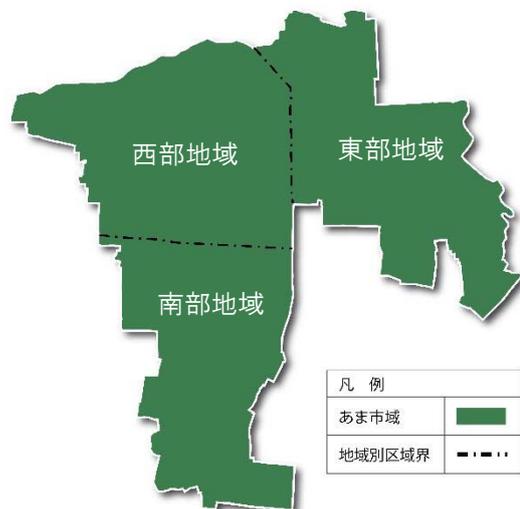
(1) 目標年次

本計画は、上位計画である都市計画マスタープランと整合を図るため、基準年次を2022(令和4)年とし、10年後の2032(令和14)年を目標年次とします。

また、社会経済情勢の変化や総合計画等との整合を図るため、概ね5年後の2027(令和9)年を中間年次とし、必要に応じて計画の見直し・検証を行います。

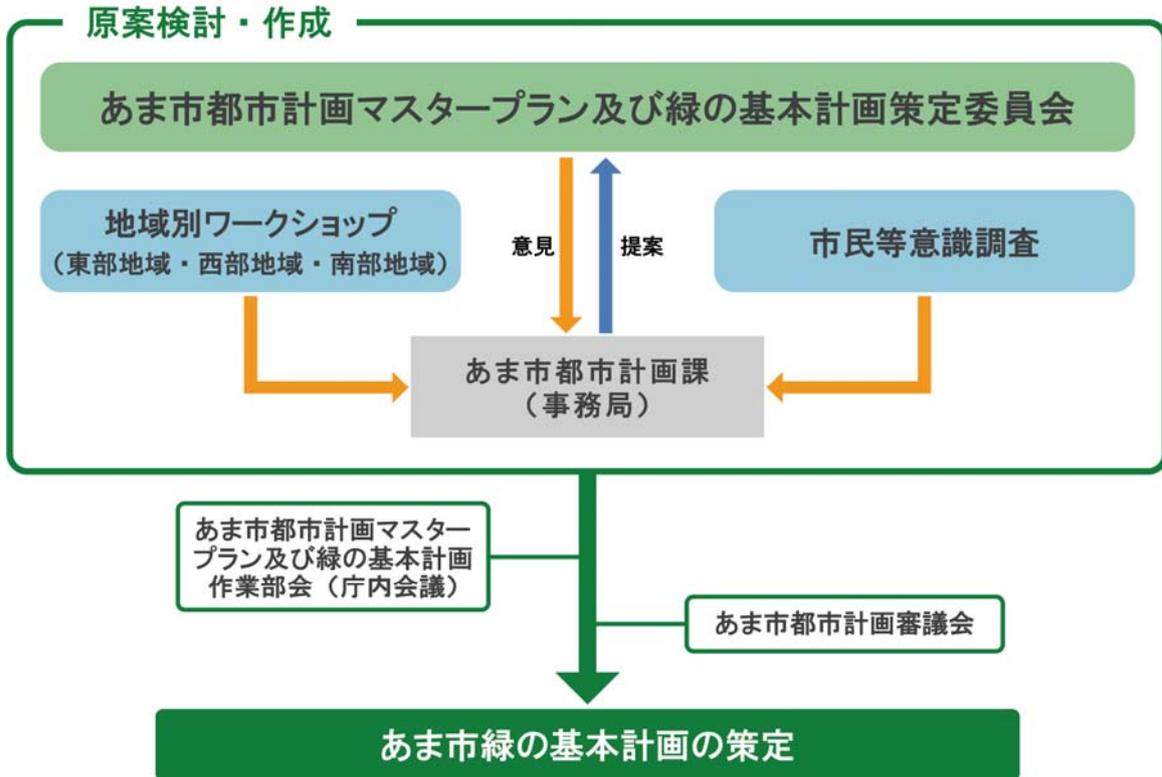
(2) 対象区域

本計画は、本市全域(都市計画区域)約2,749haを計画対象区域とします。また、本計画の推進にあたっては、本市のみならず、隣接市町も含めた広域的な交流・連携についても考慮します。



3 策定体制

本計画の策定にあたっては、市民や地元関係団体等から構成される「あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会」、市民意識調査を通して、市民の意見を十分に反映しつつ策定します。



4 対象とする緑とその役割

(1) 計画における「緑」

本計画では、公園や緑地、街路樹、広場などのオープンスペース、河川などの水辺空間、学校などの公共施設の緑地、社寺林や農地などの民有緑地など、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。



森ヶ丘公園



リバーサイドガーデン



蟹江川



甚目寺東小学校



社寺林：八劔社



農地

(2) 緑が持つ主な機能

緑が持つ主な機能は、以下のとおりです。

環境保全機能

生物多様性維持、都市気象や騒音・振動の緩和、大気汚染の浄化 等

レクリエーション機能

休養や遊戯、散策などの余暇空間の確保 等

防災機能

避難地・避難路、防風・延焼防止、騒音防止、緩衝緑地 等

景観形成機能

美しい都市景観・自然景観の創出、個性と魅力ある地域づくり 等

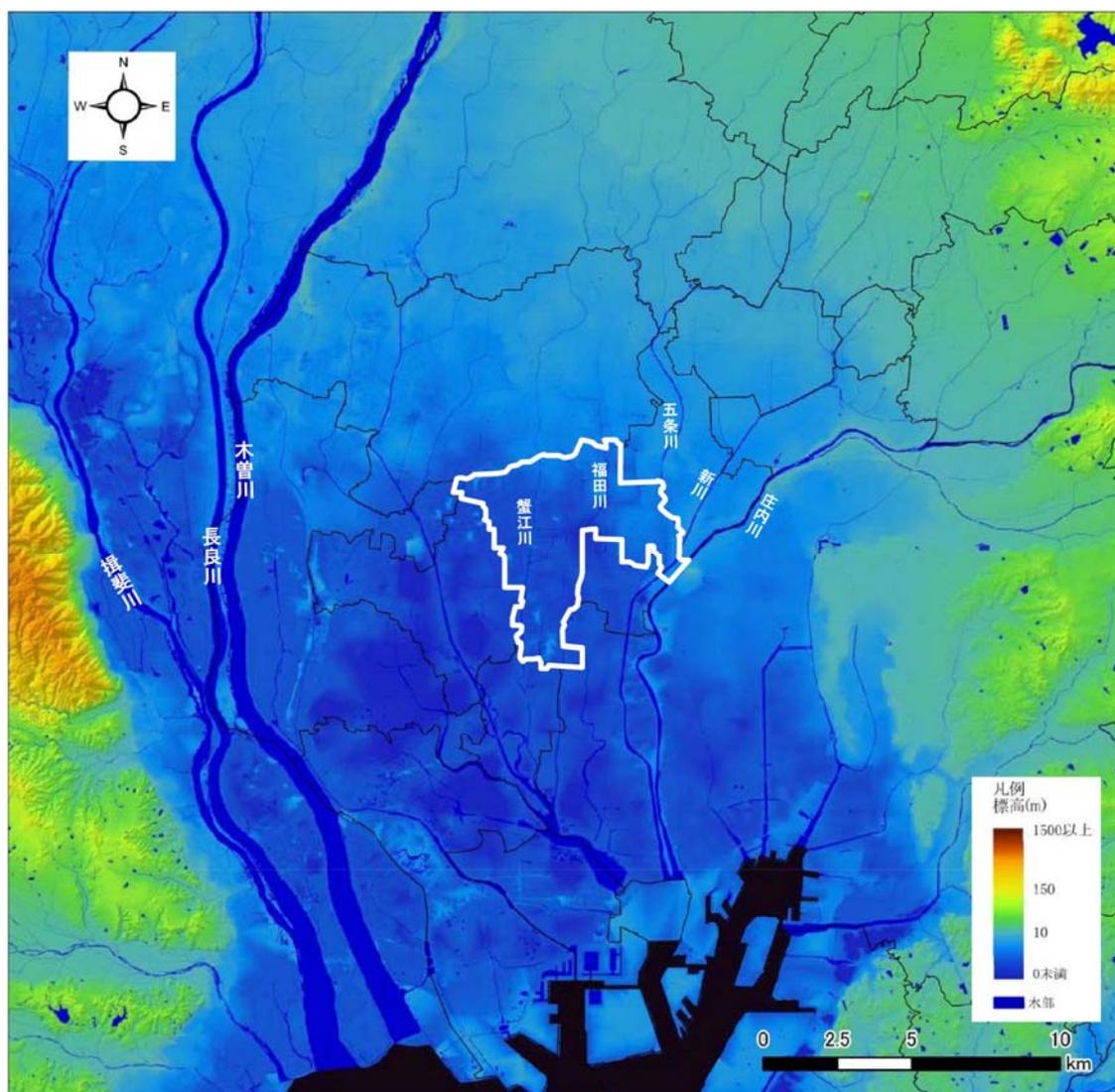
第2章 あま市のこれまでの緑の都市づくり

1 あま市の自然・土地利用特性

(1) 地形

本市は、ほぼ全域が海拔ゼロメートル以下となっており、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受けています。

■ 地形特性

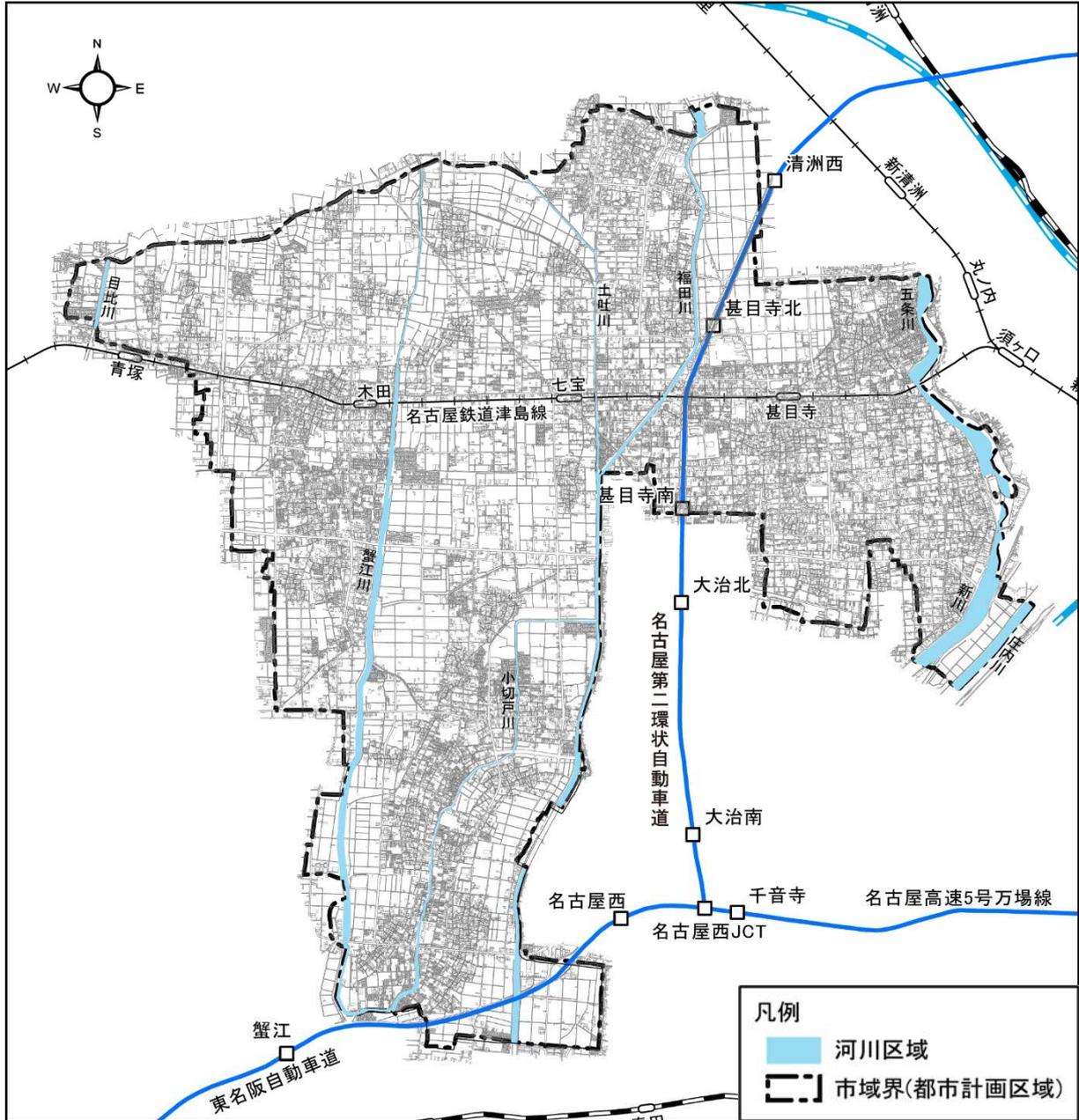


資料：国土地理院 デジタル標高地形図【愛知県】技術資料番号：D1-No. 965

(2) 河川

市内には南北方向に庄内川や新川、蟹江川、福田川などの河川が流れており、本市の自然軸を形成しています。

■河川分布

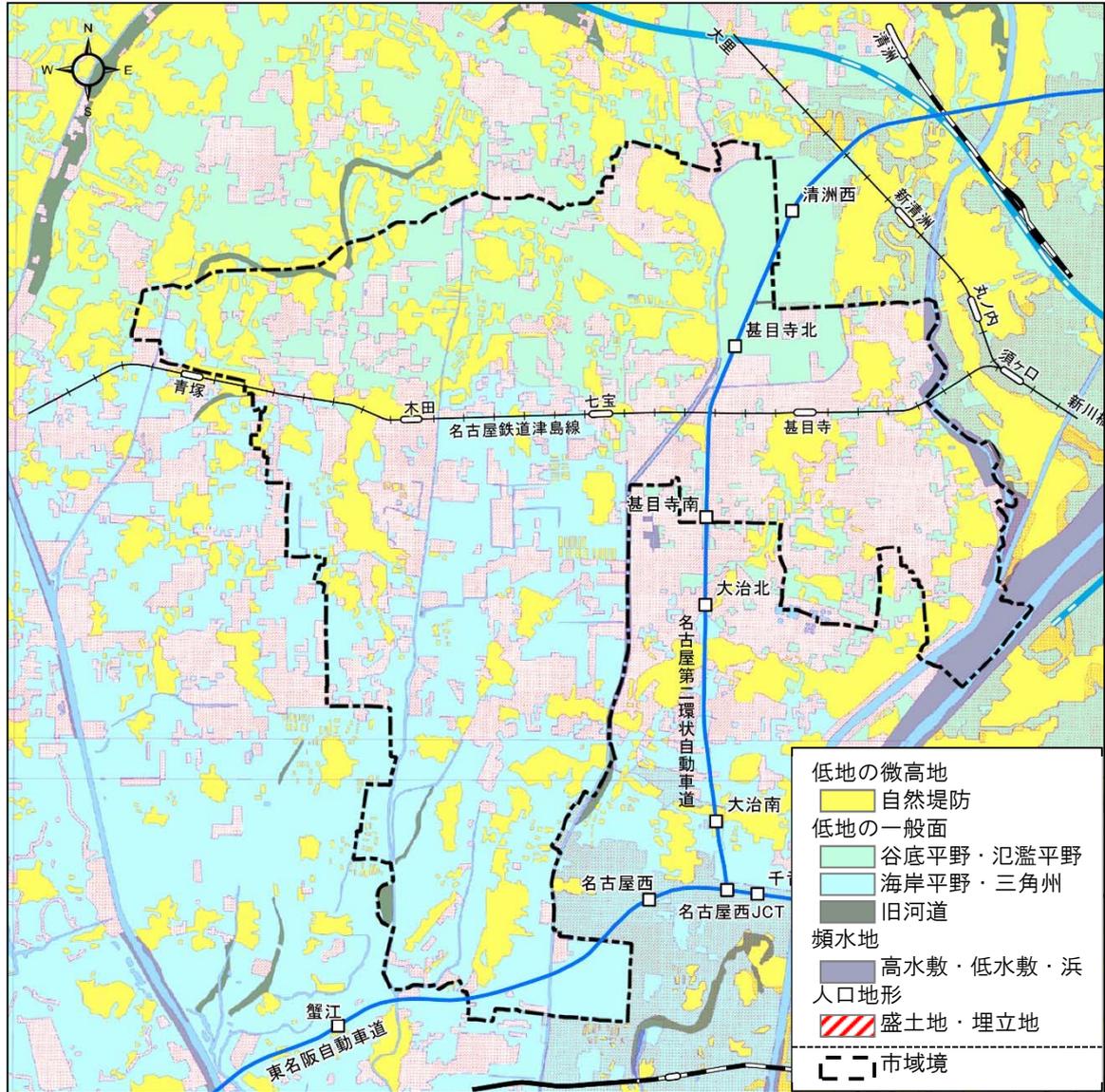


資料：国土数値情報

(3) 地形特性

本市の土地条件は、北側に谷底平野・氾濫平野、南側に海岸平野が広がる他、市域全体に自然堤防や低地に土を盛って造成した平坦地である盛土地・埋立地が分布しています。

■土地条件図



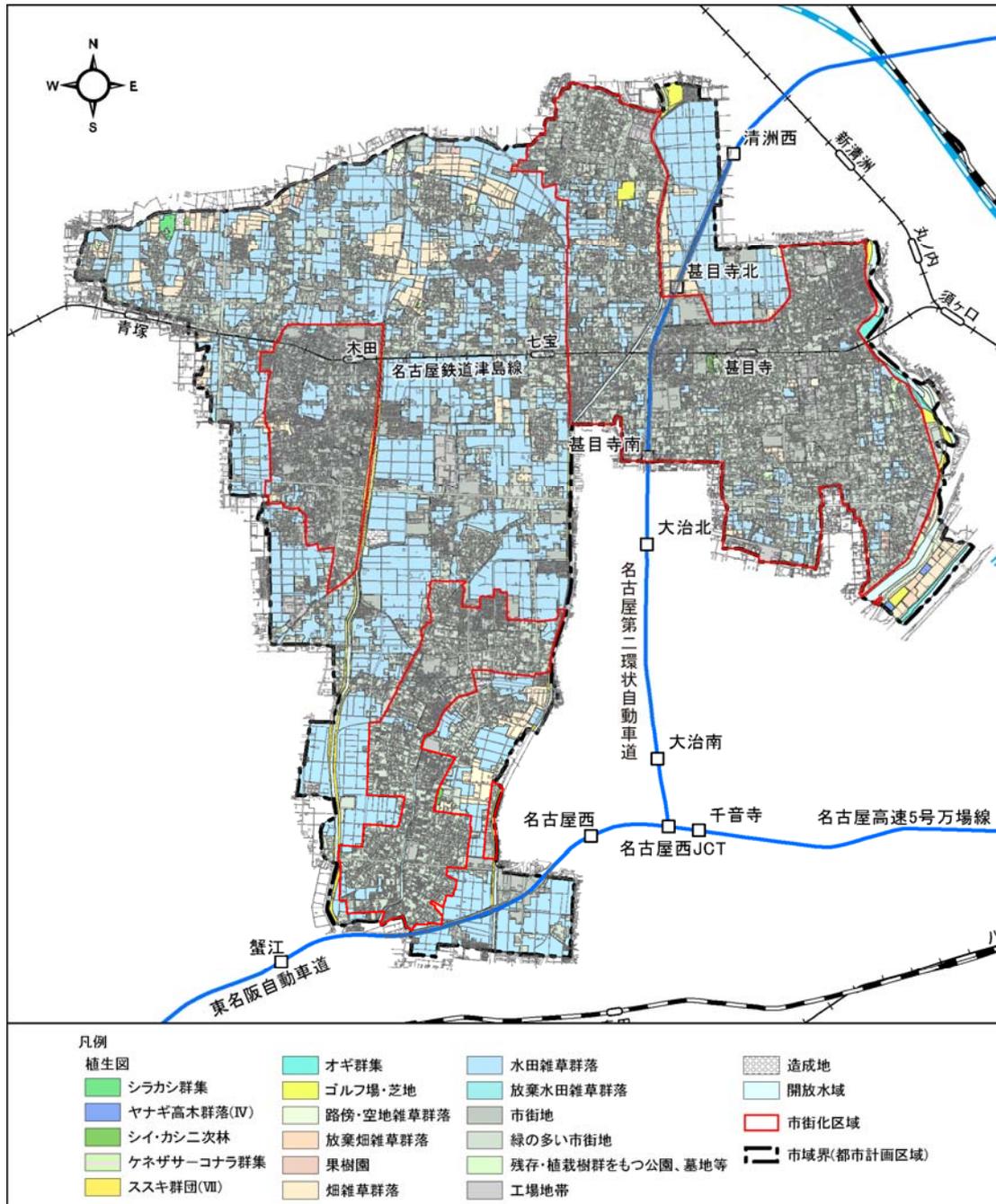
資料：国土地理院「土地の成り立ち・土地利用（数値地図 25000（土地条件））」

(4) 植生特性

本市の植生は緑の多い市街地、水田雑草群落及び市街地が市域の約9割を占めています。

また、市街化区域内の大部分を緑の多い市街地及び市街地が占めている一方、市街化調整区域では水田雑草群落や緑の多い市街地、市街地、畑雑草群落が分布しています。

■ 植生分布

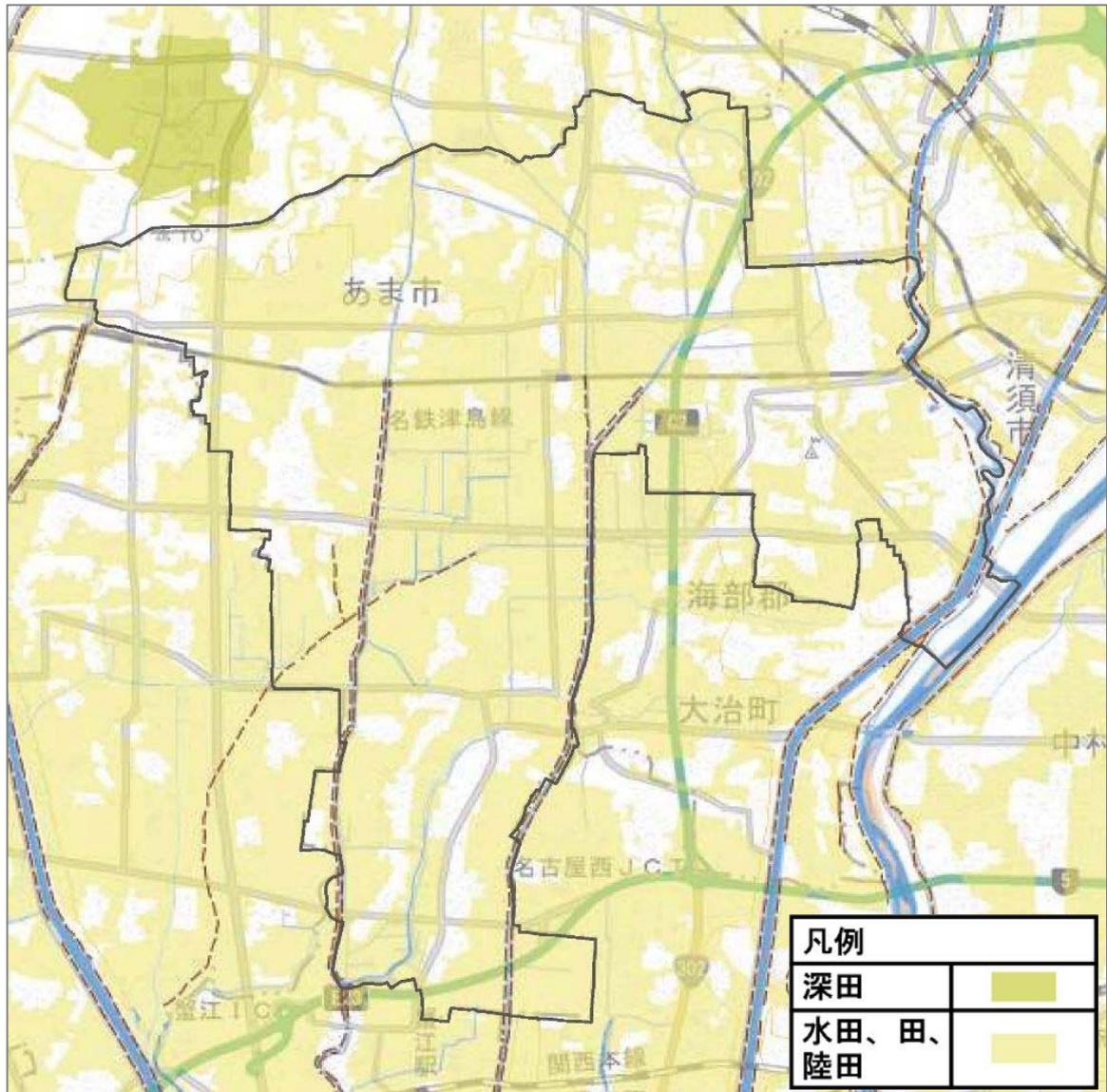


資料：「1/2.5万植生図 GIS データ（蟹江、清洲）」環境省生物多様性センター

(5) 明治期の低湿地

明治期に作成された地図を基に当時の低湿地の分布状況を見ると、明治期には市内の広範囲が低湿地であったことが分かります。低湿地とは、河川や湿地、水田、葦の群生地など「土地の液状化」との関連が深いと考えられる区域です。

■明治期の低湿地

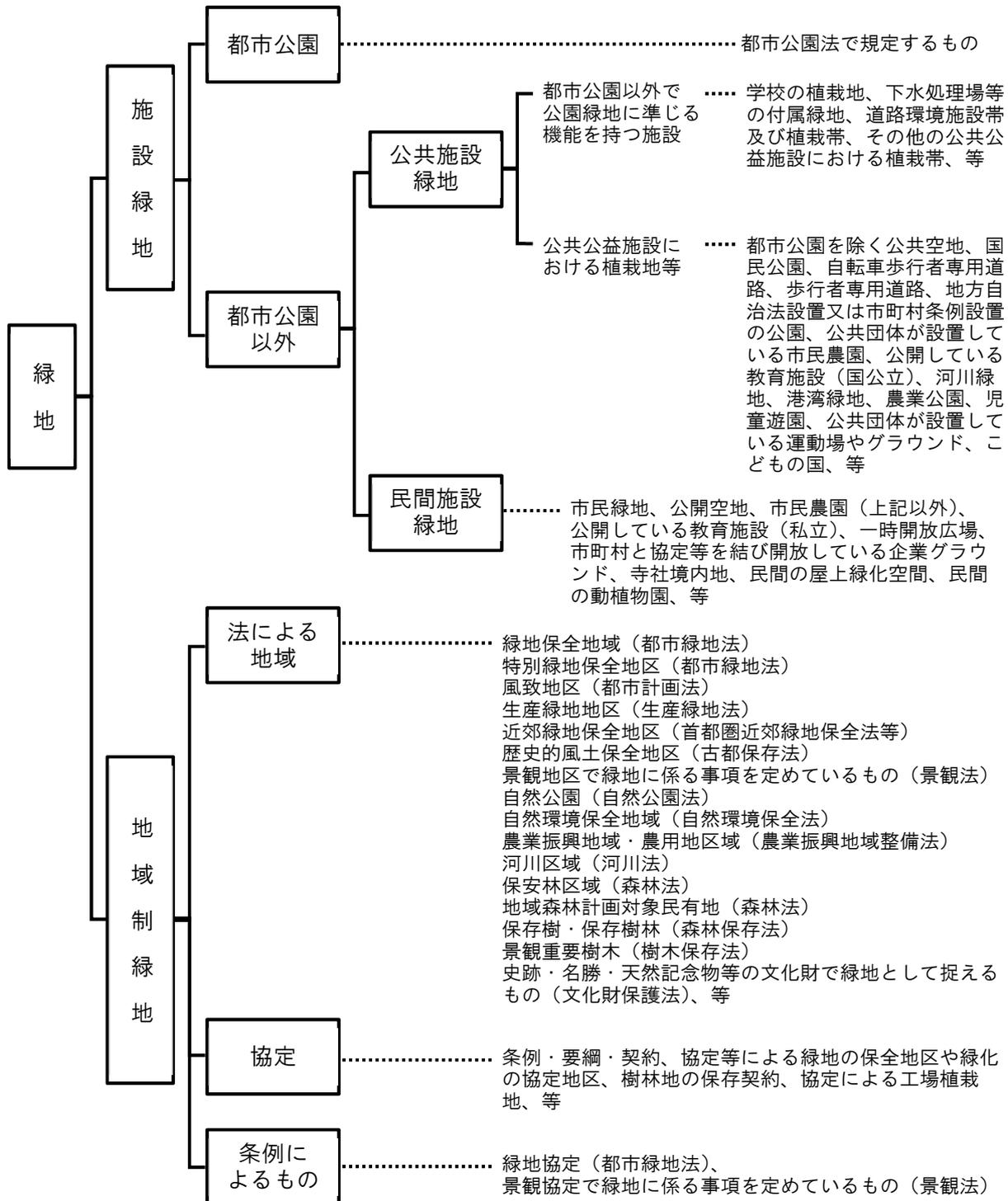


資料：国土地理院（明治期の低湿地）

2 緑の現況

(1) 施設緑地の現況

施設緑地とは、都市公園法で規定される「都市公園」と公共施設緑地や民間施設緑地が含まれる「都市公園以外」に大きく区分されます。ここでは、①都市公園等（都市公園と公共施設緑地）、②民間施設緑地について、それぞれの現況を示します。



出典：新編 緑の基本計画ハンドブック

①都市公園等

都市公園には、街区公園や近隣公園、都市緑地や広場公園があり、本市では 54 箇所／12.88ha 整備されています。市民一人当たりの公園面積は 1.45 m²/人と、国の標準値である 10.0 m²/人や愛知県の平均値 7.79 m²/人を大きく下回っています。

公共施設緑地には、ちびっこ広場や児童遊園、小中学校の運動場、行政が管理するグラウンドがあり、112 箇所／55.20ha 整備されています。都市公園が少ない七宝地区では、ちびっこ広場や児童遊園が子ども達の貴重な遊び場となっており、都市における緑地として重要な役割を担っています。

都市公園等（都市公園と公共施設緑地）は、166 箇所／68.08ha 整備されており、市民一人当たりの都市公園等面積は 7.65 m²/人となっています。

■都市公園の現況

※2020（令和2）年4月1日現在

| 項目 | | 箇所 | 面積 (ha) | m ² /人 |
|-----------------------|----------|-----|---------|-------------------|
| 都市公園 | 街区公園 | 23 | 4.92 | — |
| | 近隣公園 | 2 | 4.93 | — |
| | その他公園・緑地 | 29 | 3.03 | — |
| 都市公園 合計 | | 54 | 12.88 | 1.45 |
| 公共施設緑地 | ちびっこ広場 | 68 | 4.68 | — |
| | 児童遊園 | 10 | 0.50 | — |
| | 学校 | 17 | 35.35 | — |
| | グラウンド | 15 | 10.98 | — |
| | 公共施設 | 2 | 3.70 | — |
| 公共施設緑地 合計 | | 112 | 55.20 | 6.20 |
| 都市公園等（都市公園＋公共施設緑地） 合計 | | 166 | 68.08 | 7.65 |

■該当する主な公園・緑地



森ヶ丘公園（近隣公園）



リバーサイドガーデン（その他公園・緑地）

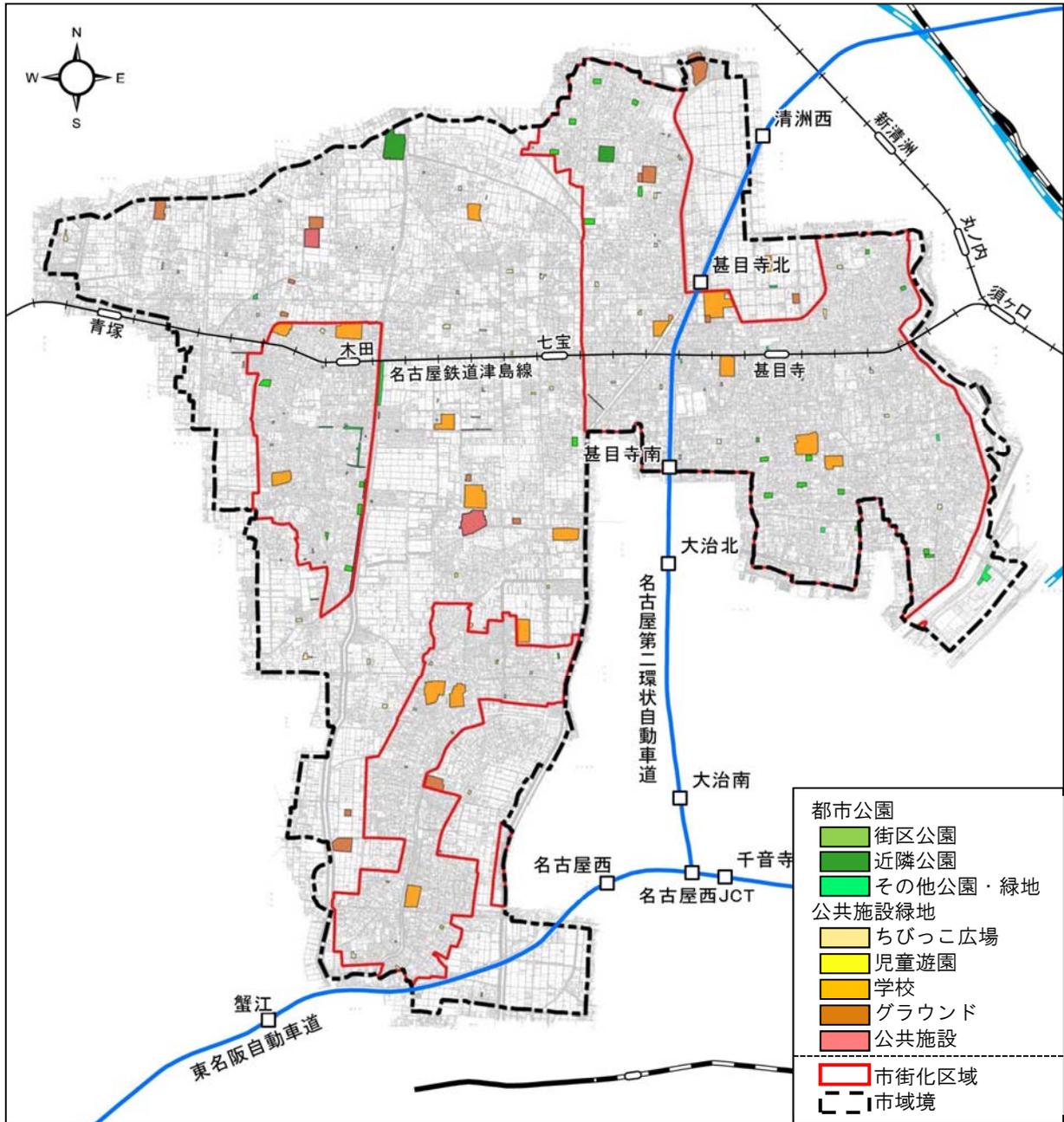


鯉橋ちびっこ広場



七宝焼アートヴィレッジ（公共施設）

■都市公園等の分布状況



出典：あま市資料

②民間施設緑地

民間施設緑地としては本市の貴重な歴史的・文化的資源である甚目寺観音や蓮華寺などの社寺林があり、市内に 131 箇所／26.91ha 存在します。まとまった樹林地がない本市においては、環境面や景観面において重要な都市緑地となっています。

■民間施設緑地の現況

※2020（令和2）年4月1日現在

| 項目 | | 箇所 | 面積 (ha) | m ² /人 |
|-----------|-------|-----|---------|-------------------|
| 民間施設緑地 | 寺社境内内 | 131 | 26.91 | — |
| 民間施設緑地 合計 | | 131 | 26.91 | 3.02 |

■該当する主な緑地



甚目寺観音



蓮華寺

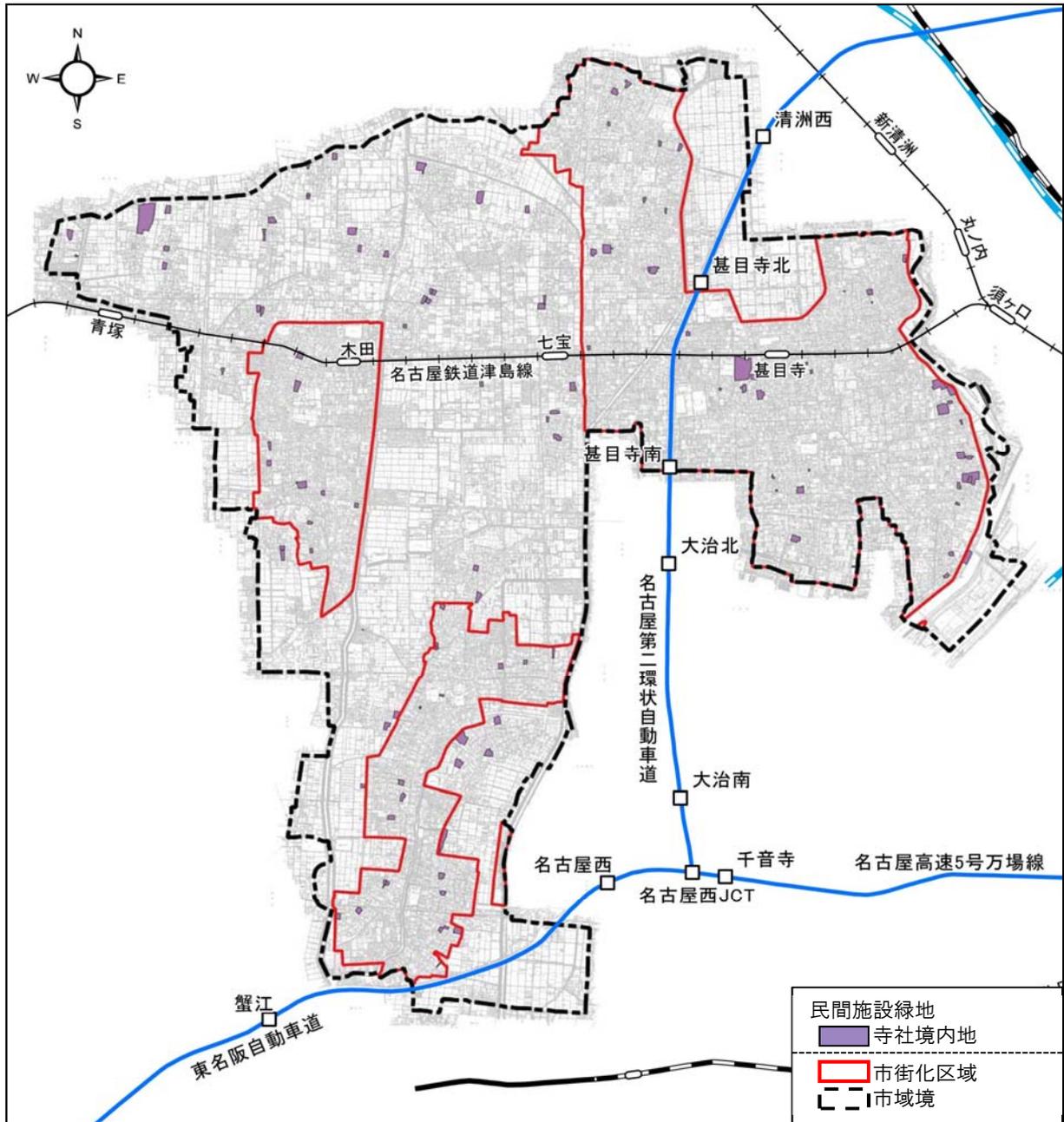


萱津神社



八剱社

■民間施設緑地の分布状況



出典：ゼンリン住宅地図（2020（令和2）年5月）

(2) 地域制緑地の現況

地域制緑地とは、緑地保全地域や生産緑地地区、農業振興地域農用地区域などの「法によるもの」、緑化協定地区や協定による工場植栽地などの「条例によるもの」の他、緑地協定等の協定で定めるものに区分されます。

本市では、「法によるもの」である生産緑地地区や農業振興地域農用地区域、河川区域、名勝・天然記念物、史跡・指定文化財と、「条例によるもの」の愛知県自然環境地域があり、総面積は547.59haとなっています。

■地域制緑地の現況

※2020(令和2)年4月1日現在

| 項目 | | 箇所 | 面積 (ha) | m ² /人 |
|------------|----------------------|-----|---------|-------------------|
| 法によるもの | 生産緑地地区 | 91 | 9.14 | — |
| | 農業振興地域農用地区域 | — | 438.16 | — |
| | 河川区域 | 7 | 97.16 | — |
| | 名勝・天然記念物 史跡・指定文化財 | 6 | 1.02 | — |
| 法によるもの 合計 | | 104 | 545.48 | 61.29 |
| 条例によるもの | 愛知県自然環境保全地域 | 1 | 2.21 | — |
| 条例によるもの 合計 | | 1 | 2.21 | 0.25 |
| 重複分 | | 1 | 0.10 | — |
| 地域制緑地 合計 | | 104 | 547.59 | 61.53 |

■該当する主な緑地



生産緑地



農業振興地域農用地区域

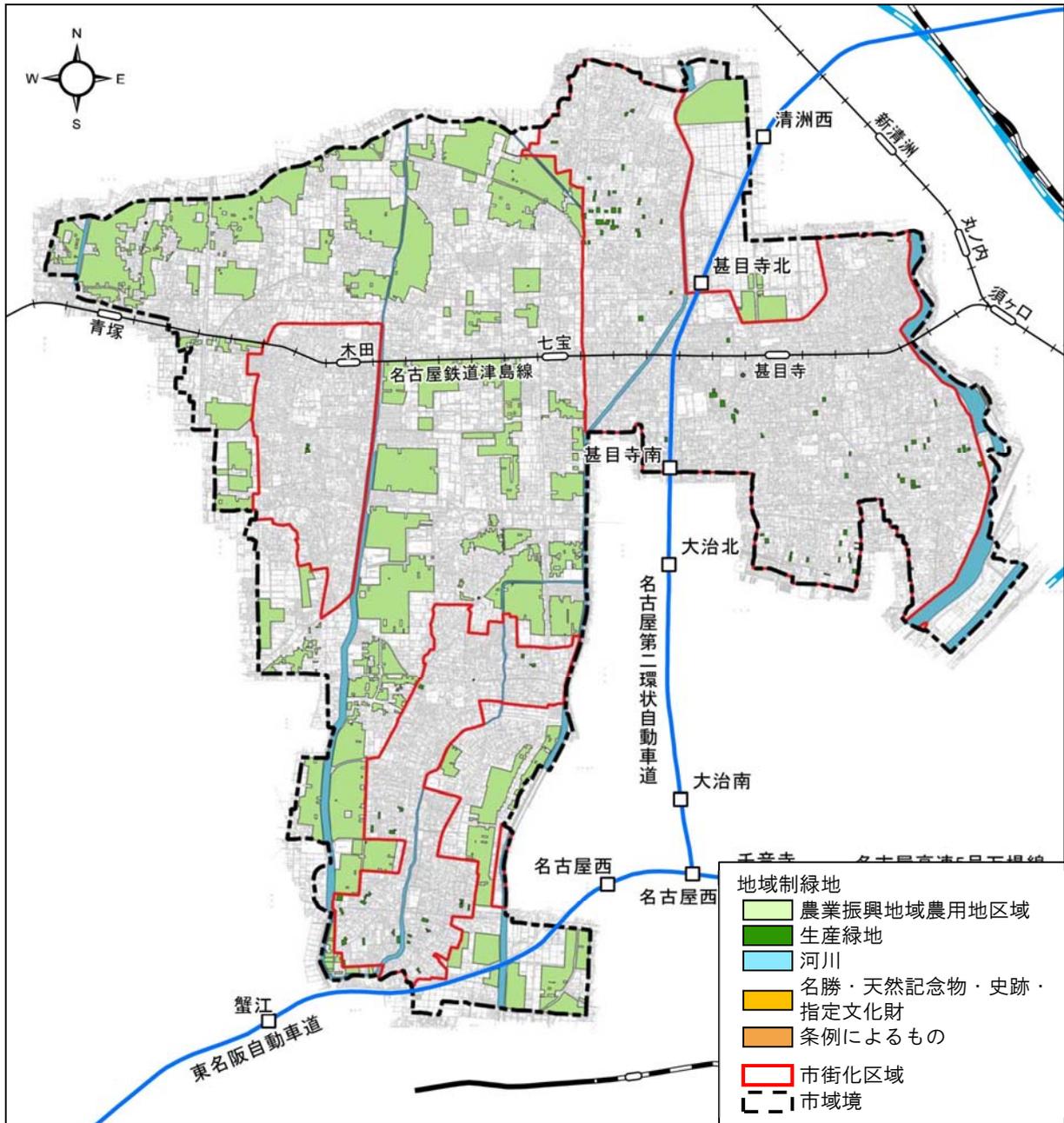


蟹江川



七宝焼原産地道標(史跡)

■地域制緑地の分布状況



資料：あま市資料、ゼンリン住宅地図（2020(令和2)年5月）より作成

愛知県自然環境保全地域：蓮華寺寺叢
れんげじじそう
 —木曾川の自然堤防と常緑広葉樹林—

蓮華寺は、木曾川の砂の堆積により形成された自然堤防の小丘に立地しており、今でも自然堤防の名残を見ることができます。

古くからそのままの姿で守られてきた蓮華寺寺叢は、この地方が開発される以前の本来の自然植生を見ることができる森となっています。各地で開発が進む中、このような環境は貴重な存在となっています。林内には、イチイガシ、シラカシ、クロガネモチ等の高木が自生し、樹齢も高く老大木となっています。

参考：愛知県 HP



1：自然堤防の小丘、2：全景、3：蓮華寺

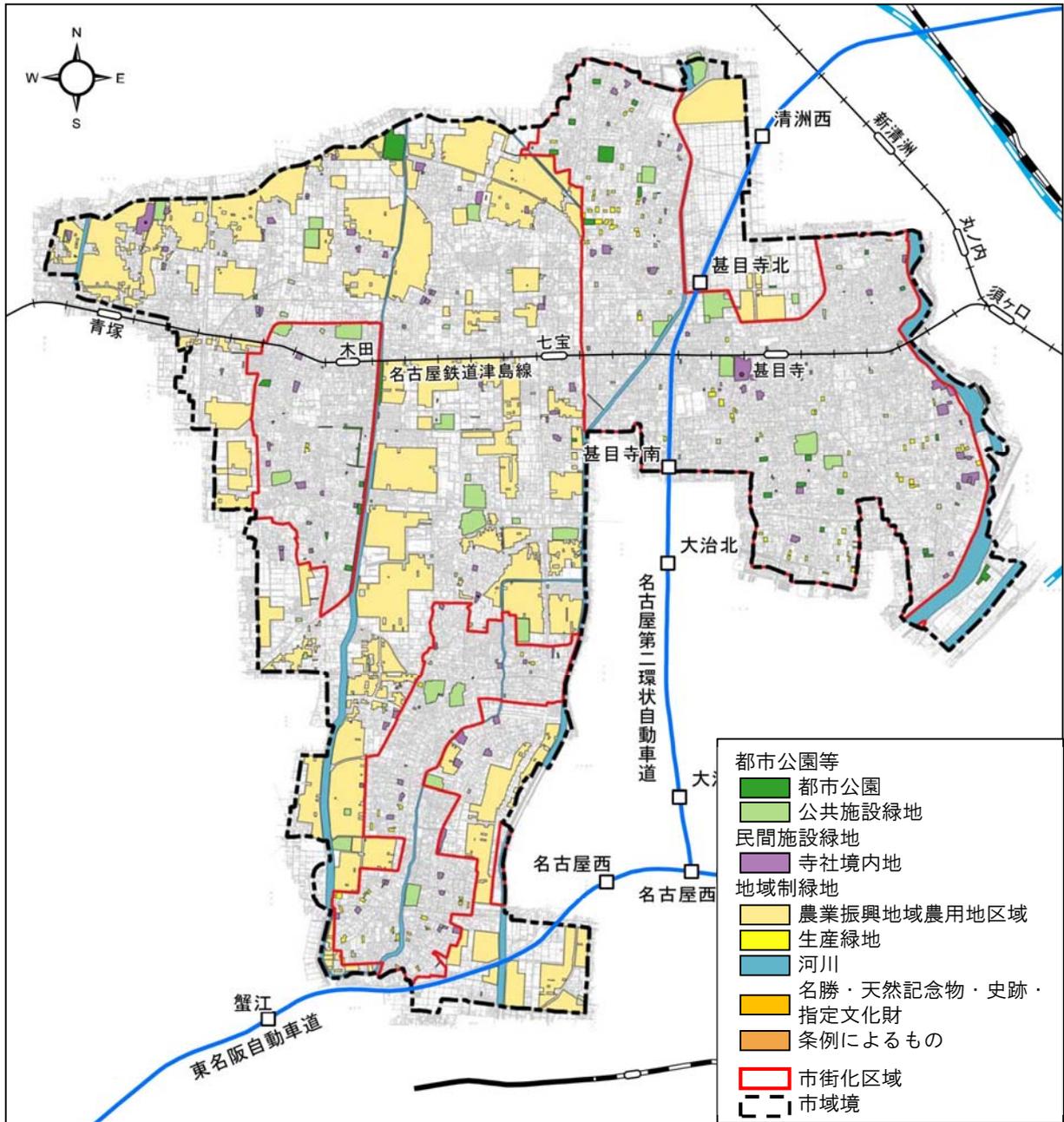
■緑地現況図（総括）

市内の緑地面積は合計 641.05ha、緑地率は 23.32%となっています。

※2020（令和2）年4月1日現在

| 項目 | | 箇所 | 面積 (ha) | m ² /人 | |
|----------------------|----------|----------|---------|-------------------|------|
| 施設緑地 | 都市公園等 | 都市公園 | 54 | 12.88 | 1.45 |
| | | 公共施設緑地 | 112 | 55.20 | 6.20 |
| | | 都市公園等 合計 | 166 | 68.08 | 7.65 |
| | 民間施設緑地 | 131 | 26.91 | 3.02 | |
| | 施設緑地 合計 | 297 | 94.99 | 10.67 | |
| 地域制緑地 | 法によるもの | 104 | 545.48 | 61.29 | |
| | 条例によるもの | 1 | 2.21 | 0.25 | |
| | 重複分 | 1 | 0.10 | — | |
| | 地域制緑地 合計 | 104 | 547.59 | 61.53 | |
| 重複分 | | 3 | 1.53 | — | |
| 緑地 総計 | | 398 | 641.05 | 72.03 | |
| 人口 ※2020（令和2）年4月1日現在 | | | 89,003 | | |
| 市域面積 (ha) | | | 2,749 | | |
| 緑地率 (%) | | | 23.32 | | |

■緑地現況図



3 緑に関する市民の意識

本計画を策定するにあたり、あま市の緑に関して市民のみなさんがどのような印象を持っているか把握するため、市民意識調査を実施しました。

(1) 市民意識調査の概要

| | |
|----------|-----------------------------|
| 調査期間 | 2020（令和2）年9月17日（木）～9月30日（水） |
| 調査方法 | 郵送配布・回収 |
| 調査対象 | 満18歳以上の市民（住民基本台帳より無作為抽出） |
| 配布数 | 3,000通 |
| 回収数（回収率） | 1,360通（45.3%） |

(2) 市民意識調査の結果概要

別紙参照

4 緑に関する新たな視点

(1) 都市緑地法等の緑に関する法律の改正

2017（平成29）年に改正された「都市公園法」や「都市緑地法」などの緑に関する法律で掲げられている目標の実現に向けて、本市においても緑に関する取組みを進める必要があります。

| | | | |
|--------|---|---|---|
| 背景・必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮している ⇒ 景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい ・緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化する一方、使い道が失われた空き地が増加 量的課題：一人当たりの公園面積が少ない地域が存在、これまで宅地化を前提としてきた都市農地は減少傾向 質的課題：公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等 ・地方公共団体は、財政面、人材面の制約から新規整備や適正な施設更新等に限界がある | | |
| 法案の概要 | 都市公園の再生・活性化 【都市公園法等】 | 緑地・広場の創出 【都市緑地法】 | 都市農地の保全・活用 【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園で保育所等の設置を可能に ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設 ⇒ 収益施設（カフェ・レストラン等）の設置管理者を民間事業者から公募選定 ⇒ 設置管理許可期間の延伸（10年⇒20年）、建ぺい率の緩和等 ⇒ 民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを合わせて実施 ・公園のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年⇒30年） ・公園の活性化に関する協議会の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 ⇒ 市民緑地の設置管理計画を市区町村長が設定 ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 ⇒ 緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加 | <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市区町村長が条例で引下げ可能に（300㎡を下限） ・生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に ・新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設 ⇒ 地域特性に応じた建築規制、農地の開発抑制 |
| | 地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村が策定する「緑の基本計画」（緑のマスタープラン）の記載事項を充実【都市緑地法】 ⇒ 都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み | | |
| 目標・効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現 | | |

(2) 「愛知県広域緑地計画」の改訂

『愛知県広域緑地計画』は、愛知県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、広域的な観点から県内の緑に対する考え方や骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、各市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となることを目的に策定されています。

計画の理念の実現に向けて、「健全で良質な緑」を基礎とした、「いのちを守る緑」、「暮らしの質を高める緑」、「交流を生み出す緑」の3つの緑を効果的に活用することを目指しています。

| | | |
|-------|--------------------------------------|--|
| 計画の理念 | 豊かな暮らしを支えるあいちの緑づくり ～緑の質を高め 多様な機能を活用～ | |
| 基本方針 | いのちを守る緑 | 緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり Keyword：防災・減災、生物多様性の確保、水と緑のネットワーク、意識・啓発 |
| | 暮らしの質を高める緑 | 良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり Keyword：QOL（生活の質）、健康増進・健康維持に資する緑、花と緑のまちづくり、高齢者・子育て支援 |
| | 交流を生み出す緑 | 多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり Keyword：地域コミュニティ、交流、歴史・地域資源、イベント、連携・協働、マネジメント |

(3) ニューノーマルのまちづくりに向けた緑とオープンスペース政策

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、緑とオープンスペースの重要性が再認識されるようになったことを受け、公園緑地などの屋外空間の利活用が見直されています。今後は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る新しいまちづくりの一つとして、緑とオープンスペースを柔軟に活用することが期待されています。

(4) 自然災害等に関する防災対策の必要性

近年の頻発・激甚化する台風や集中豪雨、地震などの自然災害等に対して、住民の防災意識も変化しており、防災対策の必要性が高まっています。また、近年では「防災」だけではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方も主流になってきていることから、緑とオープンスペースが持つ防災機能（災害時の避難路や避難地、災害の緩和・防止など）を最大限に活用しながら、自然災害に強い都市づくりが求められています。

(5) グリーンインフラに関する取組みの推進

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用して、持続可能な魅力ある都市づくりを進めるものです。

今後は、この「グリーンインフラ」に関する取組みを推進することで、自然災害にも強い持続可能な都市づくりが実現できると期待されています。



(6) 持続可能なまちづくりの推進

2015（平成 27）年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。SDGs では、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（意欲目標）と 169 のターゲット（行動目標）が掲げられており、緑の都市づくりの分野においても、積極的に取り組んでいくことが期待されています。



(7) 生物多様性に配慮した「緑の基本計画」の策定

2018（平成 30）年 4 月に国土交通省から「生物多様性に配慮した緑の基本計画の策定の手引き」が公表されました。生物多様性は、生き物の生息空間だけの問題ではなく、自然からの恵みを受ける住民の暮らしや産業とも密接に関連しているものであることから「緑の基本計画」において、生物多様性への配慮を記載することが求められています。



5 これからの緑のまちづくりに向けて

(1) あま市の緑に関する現況分析

| | |
|-------------------|--|
| 本市の特性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の人口は 2015（平成 27）年の約 86,900 人から 2045（令和 27）年の約 73,600 人と、30 年間で約 15%減少する予測である（国立社会保障・人口問題研究所推計） ・ 公共施設の維持管理費は今後増大する見込みであり、選択と集中による公園緑地や街路樹などの整備が求められる |
| 都市公園の整備状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たりの都市公園等面積は 1.45 m²/人となっており、国の標準値(10.0 m²/人)や愛知県の平均(7.79 m²/人)を大きく下回っている 【市民意識調査】 ・ 公園の利用について、市民の 76.1%が「あまり利用しない」と回答しており、公園を利用しない理由として「近くに公園がない」、「公園でやりたいことがない」を挙げられている ・ 緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取り組みとして、「防災機能を備えた大規模な公園の整備」や「身近に利用できる公園の整備」、が多く挙げられている |
| 環境保全機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広大な濃尾平野が広がっており、市域の約 37%が田畑として利用されているが、宅地転用が進んでいる ・ 愛知県の自然環境保全地域に指定されている蓮華寺をはじめ、市内に点在する社寺林が多様な生き物の生息空間となっている ・ 市内に広がる田畑、福田川や蟹江川などの河川は、生物多様性の維持に寄与していると考えられる |
| レクリエーション機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市には街区公園や近隣公園といった住区基幹公園は整備されているが、大規模な公園や緑地は整備されていない 【市民意識調査】 ・ 76.1%の市民が市内の公園を「あまり利用しない」と回答している ・ よく利用する市外の公園として、名古屋市の戸田川緑地公園や庄内緑地公園、国営木曾三川公園、弥富市の海南こどもの国が多く挙げられている ・ 身近な場所があれば良い緑の空間として「散歩やジョギングができる緑道」、緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取り組みとして「安全かつ快適にウォーキングができる遊歩道の整備」が多く挙げられている |
| 防災機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内のほぼ全域が海拔ゼロメートル以下であるため、大地震における液状化の危険性が高く、津波浸水想定に一部かかっている ・ 遊水池や雨水貯留施設などの排水対策が順次進められている 【市民意識調査】 ・ 緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取り組みとして、「防災機能を備えた大規模な公園の整備」を回答した市民が最も多く、防災対策が求められている |
| 景観形成機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内には、甚目寺観音や蓮華寺をはじめとする社寺林が 131ヶ所、26.91ha 存在し、あま市の歴史的景観の形成に寄与している ・ 伝統工芸である七宝焼をテーマにした総合施設である「七宝焼アートヴィレッジ」の年間利用者数は約 12 万人であり、今後も伝統産業の継承や観光資源としての活用が期待されている 【市民意識調査】 ・ 気に入っている緑として 14.6%の市民が「神社やお寺の緑」と回答している ・ よく利用する公園として「七宝焼アートヴィレッジ」が多く回答されている |
| 連携・協働 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、全国的に市民や事業者と連携・協働して公園緑地の整備や維持管理が取り組まれているが、本市においては市民や事業者との連携・協働による維持管理等を行う仕組みが整っていない 【市民意識調査】 ・ 緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取り組みとして、「公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理」が求められている ・ 74.6%の市民が緑に関する取り組みに関わったことがないが、今後関わってみたいと考えている市民が 7.1%いる ・ 「あいち森と緑づくり税」を活用した補助金の認知度は 3.5%に留まっている |

(2) あま市の緑に関する課題

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">環 境</p> | <p>河川を軸とした自然・生態系ネットワークの形成</p> <p>本市は、海拔ゼロメートル以下が広がり、多くの河川が南北に流下しています。これまでの緑の取り組みにおいても、河川を軸としたネットワークの形成を骨格としており、二ツ寺親水公園や、リバーサイドガーデン、庄内川河川敷公園など、親水空間の整備を進めてきています。</p> <p>そうした本市の地域特性を踏まえると、今後も河川における自然環境、生物多様性の保全、親水空間の充実、公園・緑地のネットワークの強化など、環境にやさしく、身近に水と緑を感じられる都市づくりが重要となります。</p> |
| <p style="text-align: center;">防 災</p> | <p>総合的な災害対策の推進</p> <p>市民の生命や財産を守るため、河川改修など災害を未然に防止するための都市基盤の整備が必要であり、被害を最小化する減災対策を進める必要があります。緑とオープンスペースが持つ防災機能については、近年、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用が期待されています。</p> <p>海拔ゼロメートル以下が広がる本市では、洪水を安全に流下させ、水害防止を図るための治水対策が重要となることから、公園や広場での遊水・貯留機能の確保や、農地の遊水機能の活用など、グリーンインフラをソフト・ハードの両面から活用した総合的な災害対策の推進を図る必要があります。</p> |
| <p style="text-align: center;">活 用</p> | <p>地域の歴史・文化的資源の保全と活用</p> <p>本市は、甚目寺観音や蓮華寺をはじめ、歴史・文化的資源が豊富であり、市内には多くの社寺林や歴史的な建造物、地域のシンボルとなっている樹木、歴史的な街道やその街並みなど残っており、貴重な地域の景観資源を有しています。また、江戸末期から伝わる伝統工芸“七宝焼”についても、伝統産業の継承や観光資源としての活用が進められています。</p> <p>こうした地域の歴史・文化的資源は、“緑”との関わりが強いことから、都市の景観形成や地域活性化など、様々な視点での保全と活用が求められます。</p> |
| <p style="text-align: center;">生 活</p> | <p>地域の特性に応じた公園・緑地の整備・充実</p> <p>本市の都市公園面積は他都市に比べて少なく、一人当たりの都市公園面積も1.45㎡/人と愛知県の平均値7.79㎡/人を大きく下回っており、ちびっこ広場や児童遊園などで、市民の身近な緑とオープンスペースを確保している状況です。</p> <p>今後、人口減少社会を迎える中、都市構造上、整備の重要性が高い場所や公園が不足する場所などを中心に公園等の整備を検討するとともに、老朽化して市民ニーズに対応できなくなった既設公園について、市民の生活環境などの地域特性に応じた再整備などを図っていく必要があります。</p> |
| <p style="text-align: center;">活 力</p> | <p>まちの活力を維持・向上するための都市づくり</p> <p>人口減少・超高齢化社会の到来、中心市街地の空洞化、地域コミュニティの衰退などの課題に対して、住んでみたい・住み続けたいと思われる都市づくり、中心市街地のにぎわいの再生、地域コミュニティの維持・活性化など、まちの活力を維持・向上する都市づくりが必要です。</p> <p>魅力的な緑とオープンスペースが、活力ある都市づくりに欠かせない時代となっています。</p> |
| <p style="text-align: center;">協 働</p> | <p>市民や事業者との連携・協働の仕組みづくり</p> <p>近年、公園愛護会や指定管理者制度、Park-PFI等の市民や事業者と連携・協働しながら公園緑地を整備、維持管理する自治体が増えている中、本市においてはこれらを行う仕組みや制度が未だ不十分な状況にあります。</p> <p>これからの緑の都市づくりにおいては、今ある緑とオープンスペースを上手に活用し、質の高い緑地空間の創出が求められることから、市民や事業者との連携・協働の仕組みづくりや緑に関する取り組みの情報発信等が重要となります。</p> |

第3章 あま市が目指す緑の将来像

1 緑の将来像

■あま市の将来像（第1次あま市総合計画・現行都市計画マスタープラン）
人・歴史・自然が綾なすセーフティー共創都市“あま”



■緑の将来像（仮）

歴史と文化をささえ 地域と人をいかす 水と緑の都市づくり

2 緑の基本方針

基本方針1 水と緑をまもり、災害に強い緑の都市づくり【keyword：環境・防災】

水（河川）と緑がもつ多面的な機能を活用して、自然環境、生物多様性を保全し、自然災害に備え、防災・減災機能が優れた緑の都市づくりを進めます。

【施策の方向性】

- 水と緑のネットワーク形成
- 河川・水路の親水性向上
- 防災拠点の整備と防災・減災機能の強化

基本方針2 歴史と文化をささえる緑の都市づくり【keyword：生活・活力】

地域の歴史・文化的資源を大切にしながら、市民の生活の質の向上を図り、活力と魅力ある市街地を形成し、美しい緑の都市づくりを進めます。

【施策の方向性】

- 歴史と文化で彩る魅力的な都市基盤の整備
- 地域の特性に応じた公園の整備・充実
- 市民ニーズに対応した緑の都市づくり

基本方針3 地域と人をいかす持続可能な緑の都市づくり【keyword：活用・協働】

水と緑の豊かな自然環境と、貴重な歴史と文化を次世代につないでいくために、地域と人の役割を最大限に活用し、持続可能な緑の都市づくりを進めます。

【施策の方向性】

- 地域の景観資源の保全・活用
- 多様な主体の連携の推進
- 市民や事業者との連携・協働の仕組みづくり